

2021年度 法学部における授業実施の基本方針について

1 法学部における授業実施についての基本方針

2021年度の法学部における授業を実施するにあたり、まずは対面による教育機会を最大限提供できるように努めることを基本方針とすることとしました。これは、2020年度は原則としてオンラインによる遠隔授業を実施せざるを得ず、とりわけ2020年度新入生の皆さんにとっては、学生の皆さんと教員だけでなく、学生の皆さん同士でも、相互に交流する時間・空間が奪われることになったことから、それを少しでも回復、挽回できるようにする必要があると考えたからです。

そこで、法学部では、対面で授業を受講できる機会がある授業科目を5割以上用意し、そのための準備を進めています(2021年2月1日現在)。併せて、2021年度に実施する授業については、2020年度に得られた経験と知見を活かし、オンラインによる遠隔授業と教場での面接授業とを適切に組み合わせて実施するなどして、法学部における教育の質を向上させ、教育効果が担保できるように努めます。

こうした基本方針のもとでも、遠方に居住している学生の皆さんなど、本学への通学圏内に移動することが困難な場合には、2020年度に引き続き、不利益にならないよう配慮をしながら授業を実施する予定です。また、教場での面接授業を実施する授業科目について、さまざまな事情により出席することに困難がある場合にも、学生の皆さんに不利益にならないよう配慮をして授業を実施することとしています。

こうした基本方針は、今後の状況の推移によって当然に見直しの必要に迫られることがあります。その場合、どのように基本方針を見直して授業実施をするのか、メールや中央大学法学部 web サイト TemiCo を通じて、できるだけ速やかにお知らせします。学生の皆さんは、日頃から注意をしておいてください。

なお、この機会に、年度末・年度初めのガイダンス、履修登録期間などについてもお知らせしておきます。2021年度の授業開始にあたっての各種ガイダンスは、原則としてオンラインによって実施します。これらについては、メールや中央大学法学部 web サイト TemiCo を参照してください。2021年度の履修登録期間は、授業科目によって異なりますので、メールや中央大学法学部 web サイト TemiCo を参照してください。

2 原則として教場での面接授業を実施する科目

上記の基本方針にそって、本学の定めた感染防止策を講じながら、教室定員の50%程

度とするとの条件を勘案して、原則として教場での面接授業を実施する科目は、以下のとおりです。これら以外の科目については、授業内容や履修人数等を考慮しつつ、担当教員の判断により、教場での面接授業か、オンラインによる遠隔授業を実施します。

(1) 演習科目

導入演習、専門演習、法学基礎演習、政治学基礎演習、法曹演習等の演習科目については、原則として教場での面接授業を実施します。ただし、担当教員によりオンラインによる遠隔授業を実施することもあります。詳細は、シラバスでご確認ください。

(2) 語学科目

英語や、ドイツ語・フランス語・中国語等の初修外国語については、原則として教場での面接授業を実施します。ただし、クラスにより、また授業内容により、オンラインによる遠隔授業を実施することもあります。詳細は、シラバスでご確認ください。

(3) 体育科目

体育科目のうち、体育実技は、原則として教場での面接授業を、体育講義は、原則としてオンラインによる遠隔授業を実施します。希望により選択して履修してください。詳細は、シラバスでご確認ください。